

針刺し事故等による HIV 感染予防体制整備要領

1 目的

県内の医療機関等において、HIV 陽性又は陽性が疑われる患者に対する医療行為を行う際、患者の血液等に曝露する事故（以下「針刺し事故等」という。）が発生した場合に、患者の血液等に曝露した者（以下「被曝露者」という。）に速やかに HIV 感染予防薬（以下「予防薬」という。）を提供できるよう、HIV 感染予防のための予防薬の配置及び提供体制の整備を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、栃木県とする。

3 実施対象者（予防薬の投与を受ける被曝露者）

この事業の実施対象は、栃木県内の医療機関等に従事する者で、HIV 陽性又は陽性が疑われる患者の血液等に曝露し、HIV 感染予防のために当該医療機関等の医師等が緊急的な措置が必要と判断し、また被曝露者が内服に同意した場合とする。

4 配置する予防薬

この事業における配置薬は RAL（アイセントレス®錠 400mg）、TAF/FTC（デシコビ®配合錠 HT）の 2 種類とする。

なお、配置する予防薬について、県は必要に応じ拠点病院等の専門医とともに変更について検討する。

5 予防薬配置医療機関

予防薬配置医療機関は、別添「予防薬配置医療機関一覧」のとおりとする。

予防薬配置医療機関は、担当窓口及び連絡先を定め、被曝露者に対して予防薬を迅速に提供できる体制を整えるものとする。

また、県は、予防薬配置医療機関について関係機関に周知するとともに、県ホームページに掲載する。

6 針刺し事故等発生時の対応

医療機関等は針刺し事故等発生時には、別添「栃木県針刺し事故等発生時対応マニュアル」を参照し、迅速に対応する。

7 事業の実施方法

(1) 予防薬の管理

ア 県は、エイズ治療中核拠点病院のうち、1 病院（以下「仲介病院」という。）を選定し、仲介病院に予防薬の供給に係る運営を委託する。また、県は予防薬の配置を希望する医療機関を仲介病院と調整した上で、予防薬配置医療機関として依頼する。

イ 仲介病院は、予防薬配置医療機関に「HIV 感染予防薬配置依頼書」（様式 1）により予防薬を配置する。また、仲介病院は、配置済みの予防薬の使用期限が過ぎる前に、

新たな予防薬を予防薬配置医療機関に配置する。

仲介病院及び予防薬配置医療機関は、使用期限が過ぎた予防薬を適切に廃棄する。

ウ 仲介病院及び予防薬配置医療機関は、「HIV 感染予防薬受払簿」（様式 2）により予防薬を管理する。県は、必要に応じて、仲介病院及び予防薬配置医療機関に対し、受払状況の報告を求めることができる。

(2) 予防薬の提供方法

ア 予防薬配置医療機関は、針刺し事故等が発生した医療機関等の依頼に応じ、被曝露者が予防薬の服用を希望する場合、「HIV 感染予防薬提供依頼書」（様式 3）・「HIV 感染予防薬服用同意書」（様式 4）・「紹介状」（様式 5-1）の提出を確認した上で、予防薬を被曝露者に提供する。提供する予防薬は、被曝露者が拠点病院を受診するまでに必要な分として、原則 1 日分とする。

また、予防薬配置医療機関は、被曝露者が拠点病院等を受診する際には「紹介状」（様式 5-2）を作成し被曝露者に渡す。

イ 予防薬を提供した予防薬配置医療機関は、提供後 1 週間以内に仲介病院に「HIV 感染予防薬提供依頼書」（様式 3）の写しを提出する。仲介病院は、提出を受けた後、速やかに予防薬配置医療機関に予防薬の補充を行う。

8 費用負担

この要領に基づき提供した予防薬については、費用負担は求めない。予防薬配置医療機関から予防薬以外の費用の請求があった場合は、針刺し事故等が発生した医療機関が負担する。

9 守秘義務の徹底

針刺し事故等が発生した医療機関等、予防薬配置医療機関、拠点病院等及び仲介病院の関係者は、本事業により知り得た秘密について、各医療機関等で定める個人情報保護方針等に基づき、適切に管理するものとする。

10 その他

- (1) 感染防止の対応に当たっては、「血液・体液曝露事故（針刺し事故）発生時の対応」（国立国際医療センターエイズ治療・研究開発センター）を参考とする。
- (2) この要領に基づき、仲介病院及び予防薬配置医療機関に配置されている予防薬の所有権は県に帰属する。
- (3) この要領は、針刺し事故等発生時の対応の 1 つを定めるものであり、医療機関が独自に対応することを妨げるものではない。

附 則

この要領は、平成 29（2017）年 1 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6（2024）年 8 月 1 日から施行する。